

## 21年第2回臨時会提出議案

### ■ 5月29日 付議案件

番 号	件 名	要 旨	付託先 委員会	議決 結果
議案第29号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	<p>平成21年5月1日付け人事院勧告及び諸般の状況にかんがみ、本市一般職の職員等の給与等の改定を行うもの</p> <p>1 要旨</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 平成21年6月に支給する期末手当の支給月数の一部凍結</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 再任用職員 0.75月→0.70月</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) (ア)以外の職員 1.40月→1.25月</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 平成21年6月に支給する勤勉手当の支給月数の一部凍結</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 再任用職員 0.35月→0.30月</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) (ア)以外の職員 0.75月→0.70月</p> <p>(2) 門真市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p style="padding-left: 20px;">平成21年6月に支給する期末手当の支給月数を一部凍結し、2.15月から1.95月とするもの</p> <p>(3) 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正</p> <p style="padding-left: 20px;">平成21年6月に支給する期末手当の支給月数を一部凍結し、2.15月から1.95月とするもの</p> <p>2 施行日 平成21年6月1日</p>	—	可決